

令和7年第3回定例会 提出議案と結果

議案番号	議 案 名 ※○の網掛けは賛成討論、×の網掛けは反対討論を行いました	審議 結果	佐 藤 弘 美	竹 内 隆 哲	橋 本 将	宮 本 大 裕	伏 守 勝 義	小 林 智	藤 野 和 美	吉 本 秀 二	青 柳 賢 治	畠 山 美 幸	川 口 浩 史	渋谷 登 美 子	森 一 人
報告第4号	令和6年度嵐山町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
報告第5号	令和6年度嵐山町健全化判断比率の報告について	報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
報告第6号	令和6年度嵐山町資金不足比率の報告について	報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
報告第7号	専決処分の報告について	報告	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
同意第3号	嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第30号	嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第31号	嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第32号	嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第33号	嵐山町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正することについて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第34号	嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第35号	嵐山町介護保険条例の一部を改正することについて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第36号	嵐山町給水条例の一部を改正することについて	可決	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	
議案第37号	嵐山町下水道条例の一部を改正することについて	可決	○	×	×	○	○	○	×	○	○	○	×	×	
議案第38号	嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについて	可決	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	
議案第39号	令和7年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）議定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
議案第40号	令和7年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について	可決	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	長
議案第41号	令和7年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について	可決	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
議案第42号	令和7年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第43号	令和7年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第44号	令和7年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第1号）議定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
認定第1号	令和6年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
認定第2号	令和6年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
認定第3号	令和6年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
認定第4号	令和6年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
認定第5号	令和6年度嵐山町水道事業会計決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
認定第6号	令和6年度嵐山町下水道事業会計決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第45号	令和6年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第46号	令和6年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第47号	財産の取得について（学習者用タブレット端末等）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第48号	工事請負契約の変更について（嵐山町B＆G海洋センター改修工事）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※議長は議事進行を行うため賛否表明はしません。 賛否同数の場合のみ「議長採決」として表明します（「裁」と記載）。